

30宗建築第192号
平成30年6月26日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(都市建設部建築課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成30年6月21日付30宗監第46号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（建築課）

定期監査実施日：平成29年6月7日

監査対象年度：平成28年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）市営住宅使用料の収納に関する事蹟について 次の点について、適正に事務処理されたい。 ア 入居者が死亡し、口座振替不納の状態が続いているにも関わらず、金融機関へ口座振替を依頼しているものがある。 イ 滞納繰越分の使用料の調定簿が整備されていない。 ウ 現年分の調定簿において、調定簿に記載された調定の件数及び金額が、実際の調定の状況と異なっている。</p> <p>（2）市営住宅建替事業に伴う補償費に関する事蹟について 市営住宅建替事業の完了に伴う補償契約において、補償対象である建物は2名の共同所有であり、その2名は親族である。一方から補償に関する了承を口頭により得たとして、代表者のみと契約を締結しているため、適正に事務処理されたい。</p> <p>（3）南郷団地1号棟火害調査業務委託に関する事蹟について 設計書において、設計額の大部分を占める直接人件費を一式で計上しており、その内訳が明らかでないため、内訳を明確にされたい。</p>	<p>（1）市営住宅使用料の収納に関する事蹟について</p> <p>ア 死亡者については、平成29年6月振替分から職権で口座振替依頼を取り止めました。 イ 平成29年度から滞納繰越分についても調定簿を作成しました。 ウ 平成29年度から調定簿の様式を見直し、調定簿と実際の調定の状況が一致するようにしました。</p> <p>（2）市営住宅建替事業に伴う補償費に関する事蹟について 監査指摘以降は、代表者とのみ契約するのではなく、連名で契約締結することといたしました。</p> <p>（3）南郷団地1号棟火害調査業務委託に関する事蹟について 監査指摘以降は、内訳の明細が分かるものを添付するようにしました。</p>